

第86回産業統計部会・第83回サービス統計・企業統計部会（合同部会）
議事概要

1 日 時 平成30年8月2日（木）10:00～11:55

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

西郷 浩（部会長）、河井 啓希（部会長）、川崎 茂、中村 洋一、野呂 順一、
宮川 努

【審議協力者】

西田 光宏（日本百貨店協会常務理事）、山本 泰之（東京商工会議所中小企業部調査・統計担当課長）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計作成支援課：岩佐課長ほか

総務省統計局統計調査部経済統計課：小松課長ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室：荒川室長ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、佐々木国際統計企画官ほか

4 議 題 中間年における経済構造統計の整備〔その2：基幹統計調査の再編〕

5 概 要

○ 追加的に審議が必要とされた経済構造実態調査の甲調査の調査事項である「電子商取引の有無及び割合」について、調査実施者から、我が国全体の市場規模を把握する観点から母集団推計を行なうため、調査事項は申請（案）を基本に、説明文等を追記することで対応したい旨の説明があった。

これを踏まえ、①母集団推計の在り方、②調査事項の修正案の妥当性について、審議を行った結果、電子商取引の実態を把握することの重要性を鑑み、①他の調査事項と同様に母集団推計を行った上で、推計手法や利活用上の留意点等の情報提供の充実に努めること、②調査事項の説明文や注記の内容をさらに充実することを答申案において指摘することとされた。

また、今後、経済センサス・活動調査における同様の調査事項の検討状況を踏まえ

つつ、平成34年（2022年）調査の企画時期までに、より適切な調査事項の設定方法を検討するよう、今後の課題として指摘することとされた。

- その後、前回部会以降に委員から示された意見を踏まえた答申案の修正について、部会長から説明が行われ、答申案については修正案のとおり了承され、上記の「電子商取引の有無及び割合」についての記載内容等、今後の細かい文言の修正については部会長に一任された。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）電子商取引の有無及び割合について

- ・ 今回、調査実施者から提示された修正案は現行案とほぼ同じである。現行案では回答が難しいという審議協力者からの御指摘も含めたこれまでの部会での議論も踏まえ、このような修正案で問題はないかを、検討いただきたい。
- ・ 席上配布された電子商取引に係るシミュレーション結果によると、本調査の調査対象外となる下位2割の企業の影響が大きいと考えられ、全体推計は難しいのではないか。それを踏まえると、無理して100点の情報を目指して拡大推計せずに、50点であったとしても精度的に疑義が生じない調査対象の企業のみで集計した値を公表した方が良いのではないか。別に本調査単独で市場規模全体を把握する必要はなく、複数の情報を組み合わせて推計すればいい。
 - 電子商取引の市場規模を把握する必要があるからこそ、調査事項として設定するという流れであり、拡大推計しないならばこの理念を崩すことになってしまう。一つの調査としてコンセプトが明確でないとすると、本調査を報告者の皆さんにどのようにご理解いただくか、大きな懸念がある。
 - 電子商取引の伸び率を把握するということに着目すれば、拡大推計しない数値でも一定の意味はあると考える。一方で、本調査が経済センサス・活動調査の中間年における経済構造統計という位置付けであること、総務省との共管調査であることを踏まえた判断をする必要があると考えている。
- ・ 売上高上位8割の企業の結果を集計・公表したとして、そのデータがどのように利活用されるのか、ユーザーとしては想像できない。それ以前に、当該調査事項では実施者側が必要とする回答が望めないという前提に立つと、シミュレーション数値（＝経済センサス・活動調査における回答）は正確ではなく、本調査の8割層で調査する意味もなくなるのではないか。
 - 今回の企業へのヒアリングにおいては、平成28年経済センサス・活動調査での記入の状況と、今回の調査計画を提示し、状況を確認したところである。その結果、一般消費者に対する電子商取引の中に、対企業との取引のものが混ざっている可能性はあるものの、その割合は1割未満のことであり、また、注書きを充実することで回答しやすくなるとの意見もいただいている。

- ・ 答申案の取りまとめに際して2点の整理が必要となっている。ひとつは「集計のしかた」について、回答を得られた数値だけで集計し公表するか。もうひとつは「調査事項」について、今回示した注書きが記載された修正案で、消費者向けの電子商取引の金額が回答できるのかである。
- ・ 今回の資料の「参考2 平成29年度電子商取引実態調査報告書（抄）」の推計ロジックに記載があるとおり、現状として色々な情報源を組み合わせて実態を把握するしかないのではないか。こういった背景を踏まえても、経済構造実態調査において情報を得ることによって、電子商取引の市場規模の推計精度の向上に資するのではないかと考える。
- ・ 拡大推計の精度という点では、この調査事項以外にも売上高との相関が低い項目もあると思う。その意味では、積み上げて算出した値と推計値の両方を出すのが一番分かりやすいと思われるが、そのような対応は難しいのか。
 - ある項目は全体推計を行い、別の項目は全体推計を行わないとなると、2つに区分した基準について整理が必要である。
 - 推計が特に心配という理由から、電子商取引に係る項目に限定して、調査対象の企業だけの結果を参考値として出すという方法も考えられる。
- ・ 仮に、全体推計するかどうかを考えた場合、他の事例でもあったとおり、他の統計調査との結果の不整合や現実的でない数値が推計されるなど、消費全体との動きからみて、本調査の結果が上手く解釈できないということはないか。
 - 電子商取引そのものがまだ十分に把握されていない面もあり、比較、検証ができる状況にないのではないか。
 - 消費（家計）側で把握したデータは海外企業が含まれるので、生産（企業）側から国内企業の実績するのは、一定の意味があるものと考える。なお、基幹統計調査として、報告義務を課して調査を実施する以上、明確にどのような利用がされるか、政策上のニーズに合うのかがポイントになるのではないか。
 - 電子商取引については、諸外国においては、供給側・需要側両方から把握することが検討されており、毎年、全国で、産業別のデータを把握していくべきとの動きがある。諸外国では標本調査で実施している例が多く、経済構造実態調査のように売上高上位8割の企業で把握する例は稀であることから、データとしては非常に有用であると考えている。また、電子商取引は、経済状況の移り変わりが速く、参考資料として配布している調査研究のデータは、それなりの数値を推計していると思うが、しっかりとした調査で把握すること望ましいと考えている。
 - 調査結果の公表の際には、目的に合った集計をした結果であると説明する必要がある。売上高上位8割の企業だけを集計した場合、他の統計調査等と比較して結果が正しいのかチェックすることが難しいが、一方で、全体推計も手法が難しい面がある。おそらく、全体推計をした方が政策上のニーズに合うと考えられ、

説明もしやすいが、データの相関が低いことから、精度面で利用者の誤解を招かないようとする必要がある。また、調査実施者としては、継続的にデータが利活用されるのかということも重視している。

- ・ 全体推計をした結果を公表する必要があるということは合意が得られたと思うが、売上高上位8割の企業だけで集計することについてはどうか。
 - 公表された数値は、どのように集計・推計されたのかを、基礎情報として提供することが重要ではないか。また、売上高上位8割の集計結果を参考表として提供することも検討してはどうか。
 - 売上高上位8割の企業の集計結果を公表することについては、母集団名簿の劣化や回答状況による結果数値への影響もあることから、利用者に誤解が生じないように、慎重に検討したい。
 - 今後の検討を全て調査実施者に課すことに、躊躇する一方で、答申の中で、取組の方向性を決めてしまうのは、現時点では難しい面がある。このため、情報提供の充実について、答申案で指摘することとし、今後、調査実施者において、詳細を検討してほしい。
- ・ 調査票の修正案については、あくまでも1業界に限ってということをお断りした上で申し上げれば、「専ら一般消費者に販売した」との記述を明示していただいたので、おおむね回答できるものと思われる。
- ・ 今回、添付していただいている記入のしかたは、丁寧に整理されているので、記載できるのではないか。
- ・ 定義がはつきりしないということ自体が問題である。何が法人で何が個人かという判断を報告者ができないのではないか。
- ・ 今回の修正案の中にある、「等の単位」とはどういう意味か。
 - 個別の取引相手単位に積み上げるということではなく、サイト別にまとめてという趣旨である。
 - 注書きのサイトの説明については、より具体的な言葉を補ったほうがよい。
- ・ 調査票に電子商取引の定義が補記されているが、その中の「インターネットなど」の「など」にはメールも入ると考えてよいか。
 - メールはインターネットの内数であるが、などには主にEDIが含まれる。
- ・ 電子商取引については、「インターネットなどで契約が成約したもの」が該当することであるが、電子商取引の額は売上高に占める割合で求めている。このため、企業において契約の形態と売上高の情報が結びついていないと回答が非常に難しくなる。「専ら」だとすると、概数を回答していただければよいと理解すればよいのか。

- ・ 一体、電子商取引で何を把握しようとしているのかというのを重要であり、それが分かりやすいように調査票を整理すべきである。このため、注記を更に充実することを指摘することとしたい。

(2) 答申案について

- ・ 答申案の修正については特に異議はない。なお、p13の「統計委員会が」を「統計委員会が関係府省の協力を得て」にしたのは、調査実施者の自発的な取組も重要な要素である。ホームページ上で、そういう取組が丁寧に説明されていないため、基幹統計と基幹統計調査の関係や基幹統計調査一覧についても、記載があるかもしれないが分かりにくい。連携して元情報を整理していただくことをお願いしたい。
- ・ p13の「一般に浸透させる」との記載は、「一般への理解を広める」という表現の方がより適切と考える。また、平成32年との記載がある。これはあり得ない年だということが分かっているが、どういう整理になっているか。
→ 通常、年は元号で記載することとしていることから、新元号が決まるまでは、西暦を併記する形で記載させていただいている。
- ・ 本日の部会の結果を踏まえると、答申案に以下の追記が必要と考える。具体的な修正案を委員に確認いただいたこととし、答申案は確定としたい。
 - ① p10の「3 経済構造実態調査の実施」のうち、「(3) 承認の適否及び理由等」の「ウ 電子商取引」においては、電子商取引の把握の重要性を認識した上で、報告者の負担軽減の観点から、電子商取引の定義に含める範囲等についてより明確にすべきこと」
 - ② 同じくp10の「(3) 承認の適否及び理由等」においては、新たに才を設け、情報提供の充実を図ること
 - ③ p13の「IV 今後の課題」の「2 諮問された統計調査に係る課題」の「(2) 経済構造実態調査」においては、①として、「電子商取引のより正確かつ適切な実態把握のため、経済センサス活動調査における検討状況を踏まえつつ、平成34年度調査までに改めて検討すること」

6 その他

本日の部会の結果及び答申（案）の内容については、平成30年8月28日（火）開催予定の第125回統計委員会において、西郷部会長から報告されることとされた。

以上

